

**令和4年度
行政評価（事務事業評価）結果**

（対象：令和3年度実施事業）

令和4年10月

石 卷 市

目 次

I 行政評価の概要

- 1 行政評価の目的
- 2 本市の事務事業評価
- 3 事務事業評価の対象
- 4 事務事業評価の方法
- 5 評価の判定

II 事務事業評価結果の総括

- 1 評価結果
- 2 評価結果の取扱い
- 3 総括

I 行政評価の概要

1 行政評価の目的

行政評価とは、行政活動における政策、施策及び業務を一定の基準・視点によって客観的に評価し、その結果を改善に結びつけるものです。

厳しい行財政環境の下、限られた職員数の中で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するためには、業務のスクラップ・リセットを推進し、行政資源を効果的・効率的に運用していくことが求められます。

そこで、次の2点を目的に行政評価（事務事業評価）を実施します。

(1) 業務の見直し

業務の目的、コスト、成果及び課題・改善点等を明確にし、客観的に評価することで業務を見直し、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的・効果的な適正配分を促進する。

(2) 職員の意識改革

評価を通して職員の業務改善に向けた取組を推進するとともに、業務の目的意識・コスト意識の醸成を図る。

2 本市の事務事業評価

(1) 本市の事務事業評価は、平成18年2月に策定した「石巻市行財政改革大綱」に基づき平成20年度から実施しましたが、平成23年3月の東日本大震災により、復興事業優先のため、平成22年度の評価を最後に中止しました。

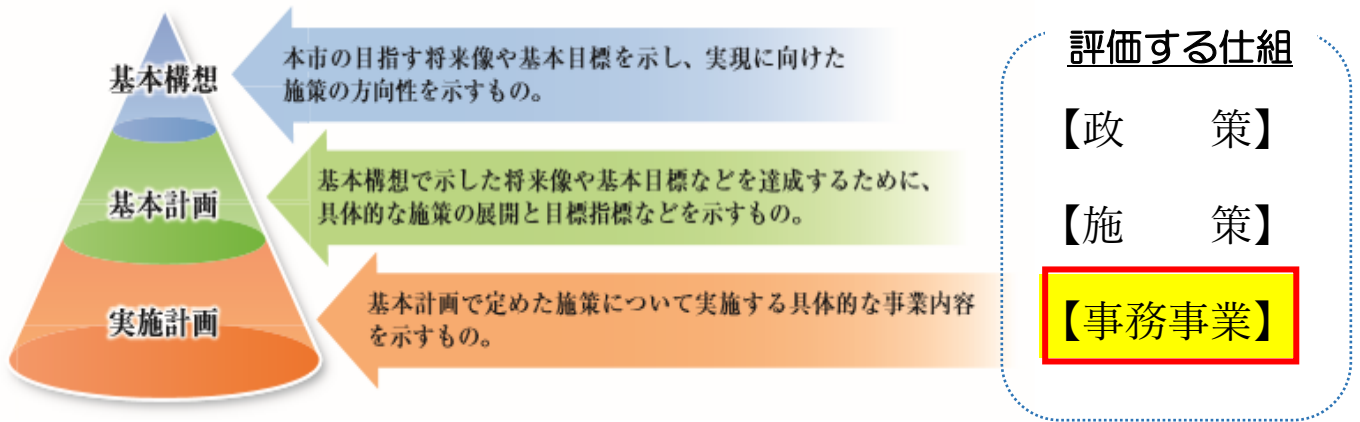
今年度の事務事業評価の再スタートに当たり、持続可能な行政運営に向けては、「業務のスクラップの視点が重要」と考え、新たな視点による評価項目を取り入れた行政評価制度を構築します。

(2) 今年度（対象：令和3年度実施事業）の事務事業評価は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の業務においては適正な評価が難しい状況にあったことから、試行実施とし、次年度以降の総合計画実施計画等への反映については、「E：終了・廃止・休止」のみとします。

3 事務事業評価の対象

第2次石巻市総合計画に定める施策を実現する手段である業務を対象とし、具体的には、評価を行う年度の前年度に実施された業務のうち、「総合計画基本計画実施計画（令和3年度）」（以下「総合計画実施計画」という。）に記載されている業務で、ハコモノ、インフラ整備関係費及び計画策定事業並びに扶助費等を除く業務を対象とします。

第2次石巻市総合計画



4 事務事業評価の方法

評価の内容

数値指標による業務の実績を振り返る定量評価と、数値では測れない定性評価の総合判定により、今後の各業務の方向性を決定します。

なお、スクラップ・リセット業務については、総合判定のほか、新たな視点（市民に及ぼす影響、関連施策の融合性）を加え選定します。

具体的な評価手順は下記のとおりです。

(1) 担当課評価

成果指標の達成度に応じた「定量評価」と必要性・有効性・効率性の3視点での「定性評価」の総合判定による5段階の自己評価

【S：推進、A：維持、B：改善、C：民間委託、D：縮小】

(2) 事務局評価

担当課評価の検証、更に新たな視点（市民に及ぼす影響、関連施策の融合性）を加えた6段階の評価を実施

【S：推進、A：維持、B：改善、C：民間委託、D：縮小、E：終了等】

(3) ヒアリング

事務局評価が「D：縮小」等の低評価業務、及び担当課評価と事務局評価に乖離がある業務についてヒアリングを実施（対象49業務）

(4) 2次評価

上記の(1)から(3)を踏まえ、行財政改革推進本部において全業務を6段階で評価

※令和4年度事務事業評価（対象：令和3年度実施事業）は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し試行実施

※E判定の「スクラップ業務」は実施

●定量評価

業務の成果について、指標を基に定量評価を行います。

指標は「総合計画実施計画」において、既に設定されている成果指標（目標に対する達成率）を使用します。【5段階評価】

●定性評価

必要性、有効性、効率性の3つの視点について、定性評価を行います。

① 必要性

必要性は、市が主体で行うべき業務か、民間委託はできないのか、の視点により判断します。【3段階評価】

② 有効性

有効性は、この活動を行った結果どうだったのか（目的に近づいたのか）、手法等に改善の余地はないかで判断します。【3段階評価】

③ 効率性

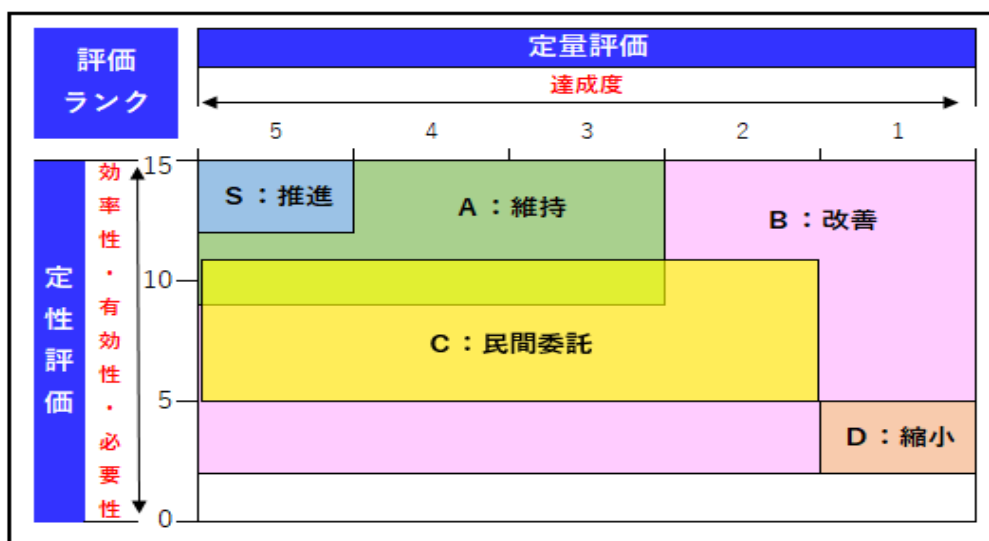
効率性は、人件費を含む総事業費（総コスト）の前年比較と成果の関係で判断します。【3段階評価】

5 評価の判定

(1) 総合評価

総合評価表により、定量評価の点数と定性評価の点数の合計の位置（座標点）で5段階に判定します。

【総合評価表】



●評価一覧

評価判定		評価結果
S	推進	成果が優秀であり、更なる向上が望めるもの。 需要の増加等に伴い、積極的に推進する必要があるもの。
A	維持	事業規模を維持しつつ継続することが適当なもの。
B	改善	実施方法や実施規模の見直しにより、成果向上・コスト削減に向けた改善が必要なもの。
C	民間委託	全部または一部を民間に委託することで、サービス水準を維持または向上したまま、費用対効果の向上が図られるもの。 ※すでに全部又は一部を民間委託している場合は、この評価判定以外となります。
D	縮小	今後の成果が期待できず、費用対効果の面でも問題があり、事業規模を縮小し、あわせてコストも縮小することが適当なもの。

(2) 業務のスクラップ

担当課評価の検証後、事務局において新たな視点（市民に及ぼす影響、関連施策の融合性）を加えた6段階の評価を実施し、スクラップ・リセット業務となる対象業務を抽出しました。

その後、担当課へのヒアリング及び行財政改革推進本部における2次評価の審議を経て、判定を決定しております。

具体的には、下記に判定されたものは評価ランク「E」と整理し、優先的にスクラップ・リセット対象業務に選定しました。

- ア 業務目的を達成したもの
- イ 類似業務への統合等により業務を終了するもの
- ウ 業務の終期設定が到来したもの

評価判定		評価結果
E	終了・廃止・ 休止	事業計画期間の終年が到来した。終期設定が必要。 社会経済情勢が変化し、業務の必要性が薄れ、行政が実施する必要などがなくなった。これらの理由により、業務を終了・廃止・休止すべきもの。

II 事務事業評価結果の総括

1 評価結果

新たに構築した評価方法に基づき、令和4年度に実施した（対象：令和3年度実施事業）評価結果は下記のとおりです。

※詳細は別紙「石巻市行政評価 事務事業評価一覧（令和3年度分）」をご覧ください。

	S	A	B	C	D	E	計
総務部	0	6	3	0	0	1	10
復興企画部	0	7	11	0	0	0	18
市民生活部	0	10	14	0	0	3	27
保健福祉部	1	42	50	0	1	1	95
産業部	0	21	26	0	0	4	51
建設部	0	6	4	0	0	1	11
教育委員会	0	23	16	0	0	2	41
病院局	0	2	0	0	0	0	2
計	1	117	124	0	1	12	255
割合	0.4%	45.9%	48.6%	0.0%	0.4%	4.7%	100%

今回の事務事業評価では、334業務のうち255業務を対象とし、評価しました。比較的高評価の「A（維持）」が117業務となった一方で、それ以上に「B（改善）」が124業務と「A（維持）」を上回る結果となりました。

「A（維持）」業務が、「B（改善）」業務を上回った部署は、防災関連業務の「総務部」や耐震関連業務の「建設部」、また「教育委員会」と「病院局」でした。

「B：改善」業務が、「A：維持」業務を上回った部署は、集客を伴うイベントの多い産業部や市民生活部また、保健福祉部に多く見られました。

今回「E：終了・廃止・休止」となった業務は12業務ですが、このうち、9業務は「事業目的を達成した」もの、1業務は「制度改正に伴う終了」、2業務は「類似事業への統合」となり、この中には、終了したものだけではなく、終期設定により終了するものも含まれます。

2 評価結果の取扱い

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画実施計画と連動させ総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮する制度として運用することが重要です。

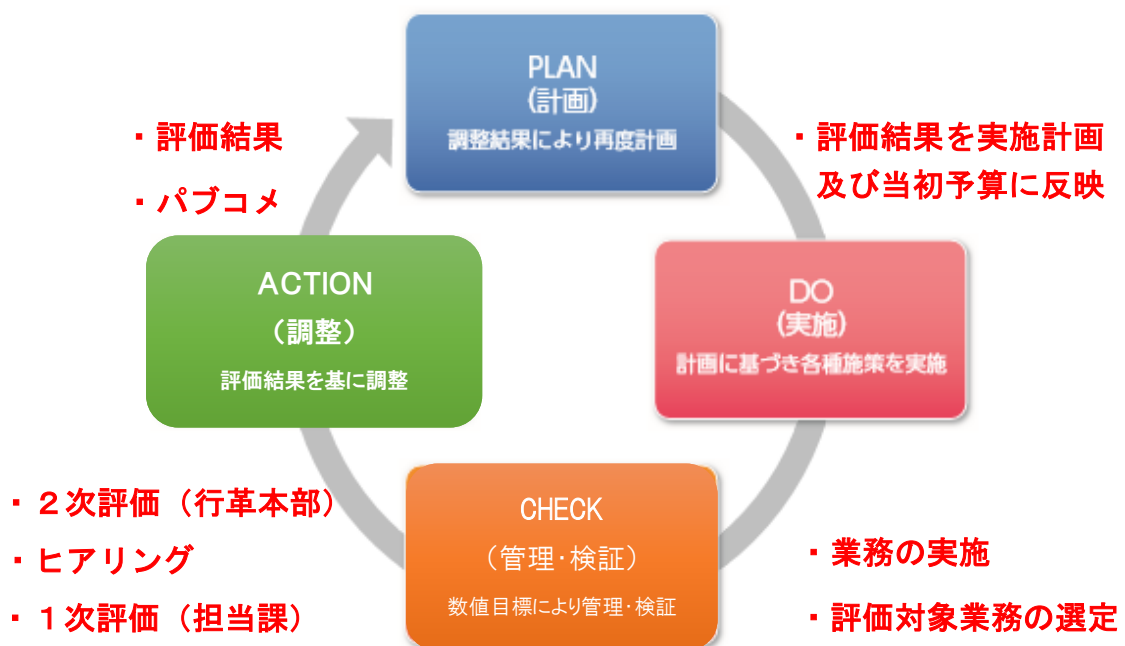
そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

(1) 総合計画実施計画との連動

総合計画実施計画の推進は、基本計画を基本に具体的な業務は毎年度の実施計画に基づき実施しており、事務事業評価における評価結果と重ね合わせてとらえることができるようになります。

(2) 当初予算への反映

業務の効果的な選別のため、事務事業評価の結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに、当初予算に反映させるなどの活用方法も検討します。



3 総括

(1) 評価全体を通して

① コロナ禍の影響を考慮

今年度実施した（対象：令和3年度実施事業）の事務事業評価においては、コロナ禍の影響が大きく左右しており、特に集客を伴うイベント等はその影響が顕著に評価結果に現れています。達成率についてコロナ禍が原因で低かった業務については、事務局において、新たな視点（市民に及ぼす影響、関連施策の融合性）を加え、コロナ禍の影響を考慮して評価しました。

② 成果指標の見直しが必要

事務事業評価においては、定量評価と定性評価の採点結果から総合的に評価を行います。定量評価の結果（達成率）が総合判定に影響を与える仕組であり、指標設定の重要性を再認識させる結果となりました。

なお、現在設定されている成果指標の多くは、業務の実施により生み出された結果（アウトプット）を採用しているものが多く見受けられましたが、業務の実施によりもたらした便益や変化（アウトカム）の指標に設定すべきあり、今後、総合計画実施計画と連動させた見直しが必要となります。また、指標（目標値）の設定に際しては、各業務の目的達成のために必要な数量について、根拠に基づいて説明できる数値としなければなりません。

③ 評価対象業務の再抽出

本年度の対象業務は、総合計画実施計画に記載した業務から、事後評価が困難なハコモノ、インフラ整備関係費等を当初から除いて評価を実施しました。

また、健康福祉分野等の中には、法令等により制度として実施している業務があり、評価に馴染まない業務が複数存在していました。これらについては、次年度の事務事業評価から対象外として扱う必要がありますが、市民の福祉向上に向けては業務を精査する機能は重要であり、その手法について検討していかなければなりません。

(2) 業務の改善に向けて

① 成果向上に向けた見直しの検討

定性評価においては、必要性・有効性・効率性の3視点による評価を行いました。改善点の中には有効性及び効率性の向上が求められる業務がありましたが、有効性については「業務手法や規模」、効率性については「コスト（人・予算）」の見直しが重要なポイントとなります。評価結果に直結することから、次年度の業務改善に向けては、取り組んでいただきたい視点です。

また、担当部署が異なるものの業務内容が類似の業務が見受けられました。これについては、関連する業務を整理し、組織を横断した業務の融合を図ることが必要です。

② 業務目的の再確認

各業務については、それぞれの目的に応じて執行されていることは当然ですが、中には長期間にわたり内容の見直しが行われていない業務も多くあり、実施することが目的にすり替わっていると感じる業務もありました。業務の実施に当たっては目的を再認識する必要があり、更には、業務期間を設定し、効果検証の結果を反映する仕組みとしなければなりません。

③ 職員の意識改革

依然として収束の兆しが見えないコロナ禍の中、これからはウィズコロナにおける「新たな日常」を踏まえた業務の実施方法を検討していく必要があります。

また、事務事業評価については、単に「スクラップ・リセット」を推進するだけではなく、まずは業務の改善が必要であり、そのためには職員の意識改革が重要となります。

今後は、職員一人一人が業務改善のために、「誰のために」、「どれくらいのコストをかけ」、「その結果どんな効果が生まれるのか」という業務本来の『目的』を再認識する視点が必要です。

行政評価制度が、各業務を見直すきっかけとなり、業務の優先順位や改革・改善、集約について、継続的に取り組んでいけるよう、本制度の充実のため、随時見直しを図っていきます。